

岩手県告示第396号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和7年岩手県告示第554号）で公示した公共測量を終了した旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

令和8年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市安比高原及び同市細野
- 2 実施した期間 令和7年8月1日から令和8年3月24日まで
- 3 実施した公共測量の種類 歩道詳細設計（2級基準点測量及び3級水準測量）